原子力発電所の新規制基準適合性に係る書面審査 第7回 議事概要

1. 日付:令和2年7月27日(月) 関西電力(株)から資料を受理 令和2年8月 3日(月) 原子力規制委員会より判断事項・指示事項を手交

2. 場所:原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室

3. 議題

(1) 高浜発電所原子炉設置変更許可申請(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策)による特定重大事故等対処施設に係る耐津波設計への影響について

4. 配布資料

提出資料 高浜発電所原子炉設置変更許可申請【津波警報が発表されない可能性がある津 波の基準津波を一定程度超える津波に対する頑健性の確保について(特重施 設)】(※非公開)

高浜発電所1~4号炉津波警報が発表されない可能性のある津波への対応について(特重施設)<補足説明資料>(※非公開)

手交資料 高浜発電所原子炉設置変更許可申請(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策)による特定重大事故等対処施設に係る耐津波設計への影響に関する判断事項・指示事項(※非公開)

※配布資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。

5. 議事概要

(議題1)

- (1) 関西電力株式会社から、令和2年7月27日に高浜発電所原子炉設置変更許可申請 (津波警報が発表されない可能性がある津波の基準津波を一定程度超える津波に対 する頑健性の確保について)(特重施設)に係る資料が提出された。
- (2) これに対し、原子力規制委員会は、令和2年4月8日第2回原子力規制委員会議題 4「当面の審査会合等の進め方について」の方針に基づき書面審査を行い、必要な判 断事項及び指示事項を示した。
- (3) 関西電力株式会社から、了解した旨の回答があった。